

別表6（別紙1-2の第3、別紙1-3の第2、別紙1-4の第2、別紙1-5の第2関係）

費目	対象事業	内容	注意点
機械器具費	2 国内肥料資源活用総合推進支援	・本事業を実施するために直接必要な国内資源由来肥料若しくはその原料の収集・運搬・加工（焼却を含む）・散布等に必要機械又は国内資源由来肥料の原料若しくは土壌等の分析に必要な分析機器の導入、リース導入又は改良に係る経費	・別紙1-2-1のとおり
資材購入費	2 国内肥料資源活用総合推進支援	・本事業を実施するために直接必要な資材の購入に係る経費	
資材運搬費	3 国内肥料資源活用推進事業	・本事業を実施するために直接必要な資材の運搬に係る経費（肥料原料の収集等、新たな流通方法の実証に必要な経費に限る。）	
備品費	2 国内肥料資源活用総合推進支援	・本事業を実施するために直接必要な備品の導入に係る経費。但し、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得価格が50万円未満のものに限る。 ・耐用年数が経過するまでは、善良な管理者の注意義務をもって当該備品を管理すること。
会場借料	3 国内肥料資源活用推進事業	・本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、当該会議室を優先して使用すること。
通信・運搬費	4 国内肥料資源流通促進支援	・本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
借上費	5 国内外の肥料原料価格の動向等調査	・本事業を実施するために直接必要な分析機器、農業用機械等の借上経費 ・本事業を実施するために直接必要なパソコン、プリンター等の事務器具及び事務所等の借上経費 ・現地確認のための自動車の借上経費	・レンタルが困難な場合には、リースも対象とする。ただし、補助対象経費は、本事業を実施するために必要な期間に係る経費に限るものとする。
印刷製本費		・本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に係る経費	
消耗品費		・本事業を実施するために直接必要な短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品（土壌診断に必要な試薬等）	

費目	対象事業	内容	注意点
		<ul style="list-style-type: none"> ・実証試験に用いる低廉な器具 ・USB メモリ等の低廉な記録媒体等 	
情報発信費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な広告、啓発に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
燃料費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な農業用機械や車両等の燃料代 	
旅費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な会議、現地確認、成果発表等を事業実施主体等が行うための旅費 ・本事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を依頼した専門家に支払う旅費 	
謝金		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等の専門家等への謝礼に必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・都道府県協議会の構成員及び事業実施主体に対する謝金は、補助対象外とする。
委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の交付目的たる事業の一部を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・民間企業等の内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果とはなり得ないほ場での肥料散布や土壌の分析等の業務の役務発注に係る経費 	
雑役務費		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料 ・本事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費 	
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに費用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。

- (注) 1 上記の経費であっても補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合は、補助対象外とする。
- 2 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。